

(案)

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会  
教職課程の基準に関するワーキンググループの設置について平成31年3月 日  
教員養成部会決定

## 1. 設置の目的

教職課程の基準に関する検討事項について、より具体的かつ専門的見地から審議を行うため、教員養成部会のもとに、教職課程の基準に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

## 2. 検討事項

教職課程の水準の維持・向上や効果的・効率的な実施を図るための教職課程の基準の在り方について、特に次の点を中心に検討を行う。

- (1) 複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み
- (2) 大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組み
- (3) 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組み
- (4) その他これらに関連する事項

## 3. 設置期間

ワーキンググループは、2. の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

## 4. その他

- (1) ワーキンググループにおいて検討結果をとりまとめた時は、教員養成部会に報告する。
- (2) 教員養成部会からの求めがあった時は、ワーキンググループの検討の経過を教員養成部会に報告する。

また、ワーキンググループは必要に応じ、その検討の経過を教員養成部会に報告することができる。